ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

Press Release

沖 縄 労 働 局 発 表
平成３０年４月２７日

担当	沖縄労働局雇用環境・均等室 室　　長　加藤　明子 雇用環境改善・推進監理官　本村　英希 電話：０９８－８６８－４４０３

働き方改革推進支援センターを開設！

～『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します～

働き方改革の実現に向けて、特に経営環境が厳しい中小企業・小規模事業者等を中心に、非正規雇用労働者の待遇改善、時間外労働の上限規制への対応に向けた労働時間制度の構築、生産性向上による賃金引上げ及び人手不足の緩和等に向けた取組を支援するワンストップ窓口として、沖縄労働局は、「働き方改革推進支援センター」（以下「センター」という。）を設置し、『働き方改革』に取り組む事業主の皆様を支援していきます。

【概　要】

施設の名称：働き方改革推進支援センター
（厚生労働省委託事業　受託団体：沖縄県社会保険労務士会）
施設の所在地：沖縄県那覇市前島２丁目12番12号　セントラルコーポ兼陽205号
電話番号：0120－420－780

主に中小企業・小規模事業所に対して、センターに配置している、社会保険労務士などの専門家が、事業主の方からの労務管理上のお悩みを聞きアドバイスを無料で行います 。

具体的には、以下の支援を実施しています。

【相談業務の内容】
- ○　長時間労働の是正について
- ○　同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の待遇改善について
- ○　賃金引上げと労働生産性向上について
- ○　人手不足の解消に向けた雇用管理改善について

【個別相談支援】
- ○　窓口相談、電話、メールなどの一般的な相談を受付
- ○　企業へ直接訪問し、事業主の方が抱える様々な課題について相談を受付
- ○　商工会議所・商工会等と連携した、各地域においての出張相談会の実施

【労務管理セミナー】
- ○　「時間外上限規制」、「同一労働同一賃金」への対応の取組の周知、３６協定の締結や就業規則作成に当たっての手続方法、その手法に合わせた労働関係助成金の活用等についてセミナーを開催

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

①「同一労働同一賃金ガイドライン案」等を参考とした企業における非正規雇用労働者の処遇改善
②過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度の構築や生産性向上による賃金引上げ
③人材の定着確保・育成を目的とした雇用管理改善や業種の特性に応じた業務プロセス等の見直し等による人材不足対応

に資する労務管理に関する技術的な相談など総合的な支援を行うため、民間団体等の委託により、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、労務管理・企業経営等の専門家による個別相談援助や電話相談等を実施するとともに、商工会議所・商工会・中央会等におけるセミナー・出張相談会を実施する。

また、大規模センターに出張所を設置することも可能とし、より身近な場所できめ細かな相談支援を実施する。
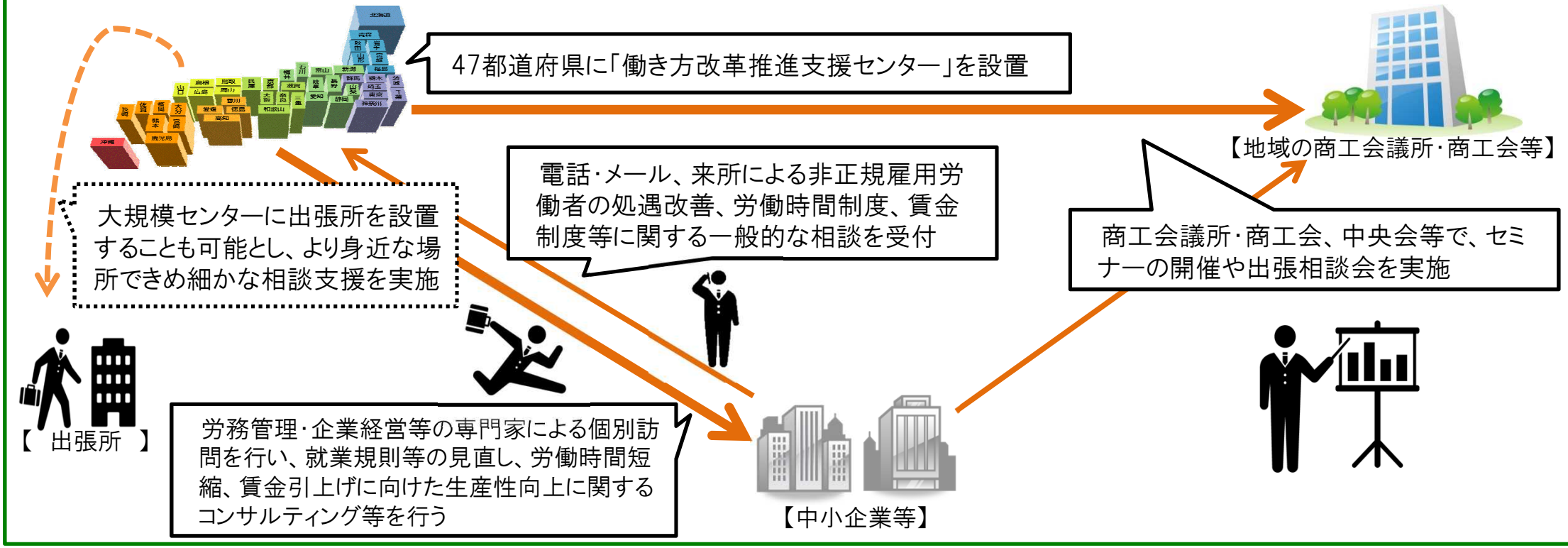
働き方改革推進支援センターの設置